

# 特定非営利活動法人砧・多摩川あそび村

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人砧・多摩川あそび村と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、地域の様々な人と協働して、多摩川など地域の自然や人材を生かした子どもの遊び場・居場所の提供と運営、自然体験活動、人材の育成、子育て支援などの事業を行い、子どもたちが主体となって育つ喜びを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 子ども子育て支援と遊び場に関する事業
- (2) 自然環境の研究と学習に関する事業

- (3) 地域コミュニティデザイン事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

- 第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

- 第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の入会申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 4 理事長は前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

- 第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種数及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となることが出来ない。

5 監事は、総会において選任する。

6 監事は、理事又は顧問、この法人の事務局長、職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の補佐をし、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した経費を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局長、職員)

第20条 この法人に、事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用について

ては、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の5分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 顧問

(顧問)

- 第39条 この法人に役員のほか、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8章 委員会

(委員会)

- 第40条 この法人は、業務の円滑な推進のために委員会を置くことができる。
- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第12章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |        |
|------|--------|
| 理事長  | 上原 幸子  |
| 副理事長 | 中西 修一  |
| 理事   | 大野 久美子 |
| 理事   | 工藤 恵子  |
| 理事   | 内藤 光子  |
| 理事   | 橋本 竜志  |
| 理事   | 端山 善洋  |
| 理事   | 本城 晴美  |
| 理事   | 前田 由里  |
| 理事   | 村上 ゆか  |
| 理事   | 和田 貴子  |
| 監事   | 岩瀬 泰徳  |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第646条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第5050条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初年度の会費は免除する。

|         |             |                 |
|---------|-------------|-----------------|
| (1) 入会金 | 正会員（個人・団体）  | 5,000円          |
|         | 賛助会員（個人・団体） | 20,000円         |
| (2) 年会費 | 正会員（個人・団体）  | （個人・団体） 5,000円  |
|         | 賛助会員（個人・団体） | 20,000円/口（1口以上） |

この定款は、平成29年12月20日から施行する。

## 令和3年度（第8期）年間役員名簿

令和 3 年 4 月 1日から 令和 4 年 3 月 31日まで

特定非営利活動法人砧・多摩川あそび村

| 役名 | 氏名     | プロフィール                                   | 就任期間                       | 役員報酬を受けた期間 | 役職名  |
|----|--------|--|----------------------------|------------|------|
| 理事 | 上原 幸子  | グラフィックデザイナー<br>武藏野美術大学通信教育課程教授           | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          | 理事長  |
| 理事 | 大野 久美子 | 世田谷区内等々力わたらべうた保育園<br>主任保育士、子育てサポーター      | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          | 副理事長 |
| 理事 | 赤楚 宏幸  | A r i t h m e r 株式会社<br>人事部 部長、NPO法人事務局長 | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |
| 理事 | 工藤 恵子  | 元世田谷区児童館職員、<br>子育てアドバイザー、川の安全管理          | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |
| 理事 | 内藤 光子  | 鎌田区民センター企画委員長<br>元砧南小学校青少年委員             | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |
| 理事 | 和田 貴子  | 子育てサポーター、<br>NPO法人管理事務局                  | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |
| 監事 | 佐藤 洋二  | 特定行政書士 佐藤洋二事務所                           | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |
| 監事 | 美濃部 真光 | 合同会社MP Launcher 代表社員                     | 令和2年6月1日<br>～<br>令和3年5月31日 | 無          |      |